

## 令和3年度エールしりべし！お弁当マルシェ事業実施要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店及び食品販売業者（以下「飲食店等」という。）を応援するため、北海道スタイルを実践しながらテイクアウトなど新しい事業スタイルや商品販売等に挑戦する飲食店等に後志合同庁舎ロビー及び駐車場を開放し、弁当又はその他の食品を広く一般に販売する場を設けることにより、後志管内における飲食店等に対する応援の輪を広げることを目的とする。

### 2 参加者及び出店店舗数

#### (1) 飲食店

後志管内に所在する飲食店で、8に掲げる販売日ごと最大4店舗とし、キッチンカー等の移動店舗については、これとは別に別途決定する。

#### (2) 食品販売業者

後志管内に所在する食品販売業者とし、8に掲げる販売日ごと1店舗とする。

### 3 参加申込及び参加者の決定

(1) 本事業に参加する飲食店等は、8に掲げる期間の区分ごとに公募するものとし、参加を希望する者は、別途定める期限までに簡易申請フォームにより、飲食店にあつては後志総合振興局地域創生部地域政策課（以下「地域政策課」という。）に、食品販売業者にあつては後志総合振興局産業振興部商工労働観光課にそれぞれ申し込むものとする。

(2) 参加者の決定は、申込内容を審査した上で、8に掲げる開催日ごとに決定するものとし、参加事業者には、別紙1「参加決定通知書」により通知するものとする。

(3) 2に定める出店店舗数を超える申込があつた場合の参加者の決定は、本事業の参加回数がより少ない飲食店等を優先して決定するものとし、参加回数が同数の場合は、抽選により決定するものとする。

(4) (2)に定める申込内容の審査の結果、本事業の目的に照らし、参加事業者として適当と認められない場合又は前号の定めにより落選した場合には、別紙2「申込結果通知書」により通知するものとする。

(5) (1)の別途定める期限までに申込が出店店舗数に達しない場合は、再度の公募を行うこととし、先着順により参加者を決定する。

#### 4 販売品

(1) 飲食店が販売することができるもの

飲食店が自ら調理した弁当等の食品とする。

(2) 食品販売業者が販売することができるもの

次のいずれかに該当する食品とする。

ア 後志管内で生産、製造、加工した食品

イ 後志管内に所在する事業者が企画、考案を行った加工食品（加工地は道内に限る。）

#### 5 販売方法等

(1) 販売品の販売は、参加者が自ら行うものとする。

(2) 販売品の製造から販売において、参加者は、食品衛生等に関する関係法令等の定め及び業種別ガイドラインを遵守するとともに北海道スタイルを実践するものとする。

(3) 販売に必要な机、椅子については、地域政策課で設営するものとし、その他の販売に必要な備品については、参加者において準備するものとする。

#### 6 販売場所

販売場所は、後志合同庁舎 1 階ロビーとするが、詳細な位置については、地域政策課が指示する。

#### 7 販売品に対する責任

販売品に対する一切の責任は、参加者が負うものとする。

#### 8 販売日及び時間

次の期間における毎週水曜日の 16 時から 18 時とし、このほか、別に定めるところにより休日に実施する。

(1) 第 1 期 令和 3 年 7 月 14 日から 8 月 4 日

(2) 第 2 期 令和 3 年 9 月 1 日から 9 月 29 日

#### 9 諸手続等

販売品の販売に係る食品衛生法に基づく届出等の手続は、参加者が行うものとする。

#### 10 開催の中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、荒天、事故、災害、その他やむを得ない理由により、急きょ開催を中止する場合がある。その際、参加者に生じた損害について、主催者はその責任を負わないものとする。

## 1 1 その他

本実施要領に定めのない事項及び上記の定めにより難しい場合については、地域政策課が別に定める。

附則 この要領は、令和3年6月30日から施行する。

